

農泊パンフレット等リニューアル業務委託仕様書

1 目的

現在の農泊ニーズは、利用者が従来の「農家に泊まって農作業を体験する」形態だけでなく、インバウンドや個人等の利用者を中心に、地域ならではの食・自然・文化を楽しみながら、ゆっくり滞在する体験型・高付加価値型へ変化してきている。そのため、本業務では、地域の資源を活かした魅力的なモデルコースの策定を行い、その成果を広く発信するためのパンフレットを再構成し、農泊魅力発信と誘客促進に資するもの。

2 委託期間

契約の日から令和9年3月19日（金）まで

3 委託内容

（1）モデルコースの構築

県内の農泊地域と周辺観光地等を効果的に組み合わせ、ターゲット層のニーズに合致した周遊モデルコースを構築すること。

- ・ 県内の農泊地域と観光地等を周遊するモデルコースを一般旅行者向け、インバウンド向けにそれぞれ構築すること。
- ・ 県内の主要な農泊地域（高千穂エリア、延岡エリア、北きりしまエリア、西都エリア、串間エリア等）をモデルコースに組み込むこと。
- ・ モデルコースに組み込む地域の農泊施設や体験施設、観光スポット、飲食店等への取材及び写真撮影を必要に応じて実施すること。なお、撮影にあたっては施設等から掲載許諾を得ること。

（2）パンフレット企画・編集・デザイン・翻訳

構築したモデルコースを魅力的に紹介し、読者が実際に訪れたいくなるパンフレットを制作すること。

- ・ （1）の検討内容を反映し、かつ、それをPRする内容とすること。
- ・ 基幹道路等の情報を含んだアクセスマップを組み込むこと。
- ・ 基本仕様は以下のとおりとすること。

規格：B5、冊子（電子データ含む）

ページ数：20ページ程度（表紙・裏表紙含む、カラー）

発行部数：8,000部（日本語5,000部、英語3,000部）

4 成果品等

- ・ 成果報告書：1式（事業実績書、収支精算書、事業実施状況（記録、写真等））
- ・ パンフレット完成品：日本語版 5,000部、英語版 3,000部、県農政企画課へ納品
- ・ 電子データ：1式

5 経費

履行までに要する全ての経費を含む。

6 著作権の取扱い

（1）著作権者

本仕様書により作成された成果品の全ての著作権は、宮崎県に帰属する。

受託者は、納品する成果品について、著作権者人格権を主張しないこととする。

（2）権利関係の処理

- ① 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。受託者は、納品する成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利（以下「第三者の権利」という。）を侵害することがないよう業

務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題について、一切の責任を負うこととする。

② 受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。

③ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

④ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、県と受託者で協議の上処理することとする。

7 その他

(1) 本事業の受託者は、業務を実施するに当たり、県と十分な協議・調整を行うこと。

(2) この仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、県と受託者が協議の上、定めるものとする。